

空き家売りたい、貸したい、放置したままでよいのか不安……

空き家に関する相談窓口

台東区では空き家等の日常管理から、利活用(賃貸・売却・改修等)や解体、相続に関することなど、空き家に関する様々な相談に対応する相談窓口を下記の日程で開催します。建物相談、不動産相談、法律相談などに対応できる各専門家が一度にご相談に応じます。

(例)実家を相続したが空き家で困っている。賃貸や売りに出したいけど方法がわからない。

→維持管理の方法や、処分の仕方などをアドバイスします。

(例)空き家を解体したいが費用がかかるのでできない。

→場合によっては上限50万円の補助があるなどのアドバイスをします。

■ 相談窓口開催日

日 時		時 間	場 所
令和 7 年	5 月20 日(火)	午後1時から 午後4時まで	区役所 4 階 401 会議室
	8 月19 日(火)		区役所 3 階 301 会議室
	11 月18 日(火)		区役所 3 階 302 会議室
令和 8 年	2 月17 日(火)		区役所 3 階 302 会議室

相談員 宅地建物取引士、建築士、弁護士または司法書士の3名

対 象 区内に空き家を所有している方、所有予定者、
区内にある持家や実家等が空き家になる可能性のある方

定 員 各日4組(1組40分程度、先着順、予約優先)
※当日受付可。受付は午後3時まで。

申込方法 下記二次元コードから「電子申請」または下記までご連絡ください。

ご予約
お問合わせ

台東区役所 住宅課 居住支援・空き家相談担当
☎03-5246-1468

